

宇都宮大学工学部・工学研究科ネットワーク専門委員会内規

制 定 平成18年12月26日
一部改正 平成20年2月19日
" 平成22年5月25日

(趣旨)

第1条 本内規は、工学部・工学研究科情報委員会内規第6条第1項の規定に基づき設置される工学部・工学研究科ネットワーク専門委員会（以下「委員会」という。）に関して、同条第2項にしたがって必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、工学部・工学研究科における次の事項を審議すると共に必要な実務を行う。

- 一 各種情報ネットワークの計画、構築、運用、管理、保守、保全（以下「運営」と言う）の基本方針に関すること。
- 二 各種情報ネットワークの運営の具体的方策及び基準に関すること。
- 三 各種情報ネットワークの運営に伴い発生する問題の解決に関すること。
- 四 各種情報ネットワークの運営の役割分担に関すること。
- 五 大学全体の各種情報ネットワークの運営との連携及び整合性に関すること。
- 六 工学部・工学研究科情報委員会より委嘱されたこと。
- 七 工学研究科長、工学部・工学研究科教授会、または、工学部・工学研究科学科長・専攻長会議から付託されたこと。
- 八 その他各種情報ネットワークの運営の推進に関し必要と認める事項。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 研究科長が指名した教員または職員 若干名
 - 二 工学部・工学研究科情報委員会から選出された教員 1名
 - 三 委員会が必要と認めた教員または職員
- 2 委員は、工学研究科長が委嘱する。
- 3 第1項第1号により選出された委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任

期間とする。

- 4 第1項第3号により選出された委員の任期はその年度の末までとし、再任を妨げない。また、委員に欠員が生じた場合、補欠の選出は行わない。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が議長となり、その職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員会は、必要に応じて審議の結果を工学部・工学研究科情報委員会、工学研究科長、工学部・工学研究科教授会、または、工学部・工学研究科学科長・専攻長会議に報告し、承認を得るものとする。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、工学部事務部において処理する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月1日から施行する。